地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十八号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第二号ハ中「及び一般乗用旅客自動車運送事業者」を「（第七号において「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）及び同法による一般乗用旅客自動車運送事業者（同号ロにおいて「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）」に改め、「単に」を削り、同条第七号を次のように改める。

七　道路運送高度化事業　道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）又は同法による一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）について、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図るために行う事業であって、次に掲げるものをいう。

イ　一般乗合旅客自動車運送事業者が輸送力を増加させ、効率的に運送を実施するために行う事業であって、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる走行円滑化措置（車線の増設、優先通行帯の設置その他の自動車の円滑な走行に資する措置をいう。）と併せて、連節バス（二以上の車室が連結された自動車であってそれぞれの車室の間を旅客が往来できる構造のものをいう。）その他の輸送力の確保に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす自動車を用いるもの

ロ　一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であって、運行経路指示システム（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムであって運転者に対して目的地までの最も効率的な経路を指示するためのものをいう。）その他の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いるもの

ハ　一般乗合旅客自動車運送事業者が車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業であって、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の車内における騒音及び振動の程度が低く、かつ、車内における旅客の転倒を防止する観点から優れた加速及び減速の性能を有する自動車を用いるもの

第二条第十一号中「道路運送法による」を削る。

第十四条第三項第三号中「について」を「又は一般乗用旅客自動車運送事業について」に改め、「基準」の下に「（当該道路運送高度化実施計画に特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号。以下「特定地域等特別措置法」という。）第十五条の二第一項に規定する事業計画の変更に関する事項が定められている場合にあっては、同項各号に掲げる基準を含む。）」を加え、「同法」を「道路運送法」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、道路運送高度化実施計画に同項第三号に規定する事項が定められており、かつ、当該道路運送高度化実施計画に定められた前条第二項第一号の区域において特定地域等特別措置法第八条第一項に規定する協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項について当該協議会の意見を聴くものとする。

第十五条中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「の許可」の下に「（一般乗合旅客自動車運送事業に係るものに限る。）」を、「第十五条第一項」の下に「（特定地域等特別措置法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「道路運送法第十五条第三項」に改める。

第十六条第一項中「第十四条第五項（同条第七項）を「第十四条第六項（同条第八項）に改め、同条第二項中「定めようとする場合には」を「定めるときは」に改める。

第二条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の七」を「第二十七条の五」に、「第二十七条の八―第二十七条の十五」を「第二十七条の六―第二十七条の十三」に、「第二十七条の十六―第二十七条の二十二」を「第二十七条の十四―第二十七条の二十」に、「第四章　新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条―第三十六条）」を「第四章　再構築方針の作成等（第二十九条の三―第二十九条の十）」に、「第五章　新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条―第三十六条）」を「第五章　再構築方針の作成等（第二十九条の三―第二十九条の十）」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第一条中「実施」の下に「並びに再構築協議会による再構築方針の作成」を、「創意工夫」の下に「並びに地域の関係者の連携と協働」を加える。

第二条第二号イを次のように改める。

イ　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）のうち旅客の運送に係るもの（以下「旅客鉄道事業」という。）について同法の許可を受けた者（以下「鉄道事業者」という。）

第二条第二号ロ中「第二十七条の八第三項において単に「軌道経営者」という。）」を削り、同号ハ中「第七号において」を「以下」に、「同号ロ」を「第七号ロ」に、「以下」を「第十三号において」に改め、同号ヘ中「鉄道施設」を「鉄道事業法による鉄道施設」に改め、同条第九号中「最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法による鉄道事業（以下単に「鉄道事業」という。）のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。）」を「大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であって、当該区間において旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者又は当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者が、当該区間に係る旅客鉄道事業」に改め、「、経営の改善を図るとともに」を削り、「、次に」を「次に」に、「ことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業」を「とともに、利用者の利便を確保するもの」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一　地域旅客運送サービス継続事業　一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等（路線若しくは営業区域又は航路をいう。以下同じ。）で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であって、地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。